

医療費の節約に努めましょう

町では、今後も安心して医療を受けることができる国保財政の運営に努めていきます。そのためには、皆様のご協力が必要不可欠です。国保加入者の一人一人が、運動や食事などに気を付け、健康の保持・増進に努めることが医療費全体の節約、安定した国保財政の運営につながります。

●健康診断を受けましょう

国保税算出のもととなっている医療費を削減するために、病気の早期発見、早期治療が重要です。毎年、健康診断を受診するなど、日ごろから健康管理を行いましょう。



●重複受診を控えましょう

同じ病気で複数の医療機関を受診することは、医療費を増やすだけでなく、重複する検査や投薬により、かえって体に悪影響を与えてしまうなどの心配もあります。日ごろから安心して相談できるかかりつけ医を持ち、上手に医療機関を受診しましょう。

●ジェネリック医薬品を活用しましょう

ジェネリック医薬品（後発医薬品）は、最初に作られた薬（先発医薬品・新薬）の特許期間終了後に、有効成分、用法、効能・効果が同等の医薬品として申請され、厚生労働省の許可を受けて製造・販売された、新薬より安価な薬です。

ジェネリック医薬品を利用することで自己負担を減らすことができ、医療費も節約することができます。利用を希望するときは、医者や薬剤師に相談しましょう。

後期高齢者医療制度に加入している皆さんへ

◆令和8年度の保険料額の算出方法

子ども・子育て支援法の改正により、高齢者の医療の確保に関する法律の中で規定する保険料の徴収対象とする費用の中に「子ども・子育て支援金」分（以降、「子ども分」という）を含めることとされました。

令和8年度より保険料の年額は、従来の医療保険料分（以降、「医療分」という）と「子ども分」の合計になります。

「医療分」、「子ども分」の額は、それぞれ被保険者全員に均等に賦課する「均等割額」と所得に応じて賦課する「所得割額」の合計になります。

保険料額（年額）	=	医療分	+	子ども分
医療分（※注1） （10円未満切り捨て）	=	均等割額 66340円	+	所得割額 [総所得金額等 ^(※注3) - 基礎控除額 ^(※注4)] × 11.70%（所得割率）
子ども分（※注2） （10円未満切り捨て）	=	均等割額 1339円	+	所得割額 [総所得金額等 ^(※注3) - 基礎控除額 ^(※注4)] × 0.25%（所得割率）

※注1 「医療分」の賦課限度額は85万円です。

※注2 「子ども分」の賦課限度額は2.1万円です。

※注3 「総所得金額等」とは、前年中の「公的年金等収入－公的年金等控除額」、「給与収入－給与所得控除額」、「事業収入－必要経費」などの合計額で、各種所得控除前の金額です。また、給与所得と年金所得の両方を有する場合は、最大で10万円を控除する所得金額調整控除があります。

※注4 「基礎控除額」とは、合計所得金額が2400万円以下の場合43万円ですが、2400万円を超える場合は異なります。

◆令和8年度の保険料軽減

○所得の低い人への軽減

世帯の所得状況に応じて、均等割額（医療分 66340 円、子ども分 1339 円）を軽減します。
 令和8年度は、均等割額（医療分）の7割軽減（本則）が特例により7.2割軽減になります。
 ただし、同一世帯^{※5}内の被保険者と世帯主に所得が不明な人がいる場合、軽減されません。

軽減割合 (軽減後の均等割額の年額)		対象者の所得要件 (同一世帯 ^{※5} 内の被保険者と 世帯主の軽減対象所得金額 ^{※6} の合計額)
本則	令和8年度	
7割	7.2割 (医療分 18575 円)	43万円 (基礎控除額) + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1) ^{※7} 以下
	7割 (子ども分 401 円)	
5割	5割 (医療分 33170 円)	43万円 (基礎控除額) + 31万円 × 被保険者数 + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1) ^{※7} 以下
	5割 (子ども分 669 円)	
2割	2割 (医療分 53072 円)	43万円 (基礎控除額) + 57万円 × 被保険者数 + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1) ^{※7} 以下
	2割 (子ども分 1071 円)	

※注5 4月1日時点（年度途中で75歳になる人、県外からの転入者、障害認定による加入者などはその時点）の世帯が基準になります。

※注6 「軽減対象所得金額」とは、基本的に総所得金額等と同額ですが、満65歳以上の人の公的年金は、「公的年金等収入 - 公的年金等控除額 - 特別控除額（最大）15万円」です。また、事業専従者控除、分離譲渡所得の特別控除は適用されません。

※注7 下線部の計算式は、同一世帯内の被保険者または世帯主のうち2人以上が、給与所得または公的年金等に係る所得がある場合に適用されます。また、下線部中の「給与所得者等の数」を算定する際は、給与所得控除を65万円ではなく55万円で算定します。

○後期高齢者医療制度に加入する前日まで、社会保険の被扶養者だった人への軽減

所得割額はかかりません。また、制度加入後2年間に限り、均等割額が5割軽減^{※8}されます。なお、均等割額が7割（7.2割）軽減に該当する人は、7割（7.2割）軽減^{※9}が優先されます。

※注8 5割軽減後の保険料 = 医療分 33170円、子ども分 669円

※注9 7割（7.2割）軽減後の保険料 = 医療分 18575円、子ども分 401円

◆保険料額の通知

保険料額の詳細は、7月に送付予定の「令和8年度後期高齢者医療保険料額決定通知書」でお知らせします。

▷問い合わせ 保険年金係 (☎223-3532) または、
 後期高齢者医療お問い合わせセンター (☎〈092〉651-3111)